

広島県告示第九百五十七号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十一年十二月七日から、熊野町の別図一に示す区域内の字の区域を廃止し、その区域をもって別図二に示す町の区域を新たに画する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、熊野町長から届出があつた。

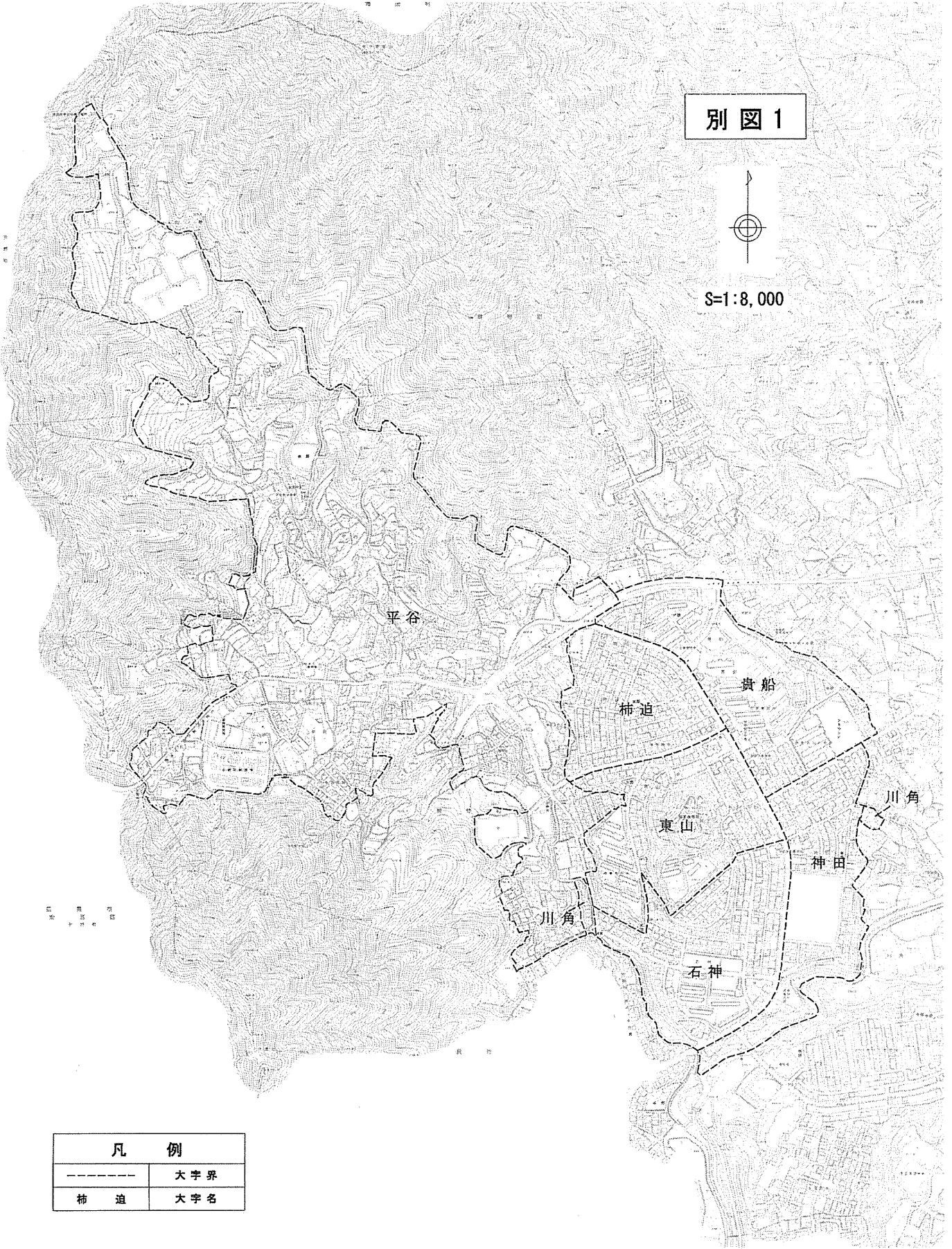
平成二十一年十一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

別図1



S=1:8,000



凡 例	
-----	大字界
柿 迫	大字名

別圖 2



S=1:8,000

平谷五丁目

平谷四丁目

平谷三丁目

平谷二丁目

平谷一丁目

柿迫

真船

東山

神田

石神

凡 例

—	新町界
柿 迫	新町名